

[事案 28-316] 調査実施請求

・平成 29 年 2 月 16 日 不受理決定

<事案の概要>

大腸ポリープの生検を行うため、大腸ポリープを一部切除しようとしたところ、結果的に全部が切除されたが、実態としては手術であるにもかかわらず、診断書では手術とされず、保険会社から手術給付金が支払われなかったことを理由に、保険会社に対して、診断書の内容の精査や、医師への詳細な調査を求めて申立てのあったもの。なお、現状の診断書にもとづく保険会社の支払いの判断については異議を申し立てられていない。

<不受理の理由>

裁定審査会では、申立内容の適格性について審査を行った結果、診断書の精査や医師への調査の実施は保険会社の経営事項に属する事項であることや、裁定審査会は医師に対して調査を行う権限を持たないことから、業務規程第 24 条 1 項 9 号にもとづき、申立てを不受理とした。